

岸和田市農業委員会
第2回（令和5年8月）総会議事録

1 日時 令和5年8月7日（月） 午後1時30分～午後2時20分

2 場所 JAいずみの営農総合センター事務所 2階 研修室1・2

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

議案（その3）

議案第7号 大阪府農業経営基盤強化促進基本方針改正に伴う岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに関する意見について

4 出席委員 13名（定数14名）

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	藤原 一郎
〃	3番	楠本 忠雄	〃	4番	米本 巧
〃	5番	大嶋 浩一	〃	6番	原 世志之
〃	7番	南 加代子	〃	8番	塚本 敏雄
〃	9番	久禮 広一郎	〃	10番	西川 徳良

〃	11 番	坂田 正行	〃	12 番	今本 一成
〃	13 番	西村 孝昭	〃	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
〃	3 番	永野 六博	〃	4 番	黒川 晴之
〃	5 番	藪 清仁	〃	6 番	川阪 清秋
〃	7 番	深井 正清	〃	8 番	植田 善三
〃	9 番	植田 功	〃	10 番	上野 仁
〃	11 番	田中 唯夫	〃	12 番	田川 隆司

5 欠席委員

藤原委員

6 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当員

谷口議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第2回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 14 名の内 13 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。5 番 大嶋 浩一委員、6 番 原 世志之委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1）1 ページをお願いいたします。

本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転が 1 ページの一覧表のとおり 2

件でございます。

1番及び2番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第1号1番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第1号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月4日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第1号2番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第1号2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月2日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号は原案のとおり許可することに決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明いたします。

議案書（その1）2ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は2ページ、3ページの一覧表のとおり3件でございます。

4ページは岸和田市長からの依頼文の写しであり、5ページは計画案でございます。

設定する利用権ですが、2ページ、3ページの農用地利用集積計画一覧表のとおり、1番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年11月28日から令和15年11月27日まで、2番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年11月9日から令和10年11月8日まで、3番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年10月22日から令和8年10月21日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月3日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第2号2番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第2号2番の農地に対する審

滝地区協議 議の結果を報告いたします。
会会長 本件に関しまして、さる8月4日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 続いて、議案第2号3番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区 それでは、山直上地区協議会における議案第2号3番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
協議会会長 本件に関しまして、さる8月4日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第3号につきましてご説明いたします。
議案書（その1）6ページをお願いいたします。
本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸付申出書及び農地の借り受希望者から農地借受申出書が申請され、事前に大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。
設定する利用権ですが、6ページ、7ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおり、1番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日まで、2番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日まで、3番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日まで、4番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年10月1日から令和15年9月30日まで、5番の設

定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年10月1日から令和7年4月30日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。

以上でございます

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第3号1番、2番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番、2番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月3日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号3番、4番の農地について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第3号3番、4番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月4日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号5番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第3号5番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月2日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第4号についてご説明いたします。

議案書（その1）8ページをお願いいたします。

本件は、農地法第5条の規定による許可申請で、譲受人である法人が、一覧表のとおり申請地を所有権移転し、法人関連の露天資材置場及び露天駐車場を建設する農地転用で、農地区分については、沿道に水管、下水管、ガス管のうち2種類以上埋設されており、また概ね500m以内に教育施設及び医療施設が存在することから、第3種農地と判断しております。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、「開発許可に伴う事前協議書の写し」、賃借する法人の業の証の写し等所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第4号1番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第4号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会会長 本件に関しまして、さる8月1日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり、許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第4号は原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり意見聴取することに決しました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。
議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第5号についてご説明いたします。
議案書（その1）9ページをお願いいたします。
本件は、農地法第5条の規定による許可申請で、賃借人である法人が、一覧表のとおり申請地を賃貸借権設定し、生活介護施設を建設する農地転用で、農地区分については、沿道に水管、下水管、ガス管のうち2種類以上埋設されており、また概ね500m以内に教育施設及び医療施設が存在することから、第3種農地と判断しております。
これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、「開発許可に伴う事前協議書の写し」、賃借する法人の業の証の写し等所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。
以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。
まず、議案第5号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第5号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月4日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり、許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第5号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議長 この議案は米本委員に係る案件が含まれるので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、〇〇委員は議事に参与することができません。

【〇〇委員の名札をふせる】

議長 それでは、議案の内容を事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第6号についてご説明いたします。

議案書（その1）10ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で引き続き農業を行っている旨を証明するもので、10ページ、11ページの一覧表のとおり7件でございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第6号1番から3番、4番の内土生郷地区及び5番6番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第6号1番から3番、4番の内土生郷地区及び5番6番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる8月1日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審

議した結果、原案のとおり証明することに異議ないことに決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第6号4番の内有真香地区の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区 それでは、有真香地区協議会における議案第6号4番の内有真香地区の農地に
協議会会長 対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、8月3日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないことに決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第6号7番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区 それでは、山直下地区協議会における議案第6号7番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
協議会会長

本件に関しまして、さる8月2日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないことに決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第6号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり証明することに決しました。

〇〇委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、米本委員は議事に参与していただきます。

【〇〇委員の名札を戻す】

議 長 次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第2号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

議案書（その2）をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号及び第2号の2件につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

次に、専決処分を行った2ページから7ページの専決処分第1号、第2号の2件につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年6月21日から7月20日までに届出等がなされたものであります。

次に、2ページの専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、3ページの一覧表のとおり、7月11日から7月20日までが2件で令和5年7月25日に専決処分を行いました。

次に、4ページの専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、5ページから7ページの一覧表のとおり、6月21日から6月30日までが1件で令和5年7月5日に専決処分、7月3日から7月10日までが2件で令和5年7月18日に専決処分及び7月11日から7月20日までが1件で令和5年7月25日に専決処分を行い、合計4件でございます。

以上、専決処分第1号から第2号は、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。したがって、会長が専決処分したものでございます。

以上でございます。

議長
委員
議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

異議なし

質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長

最後に、議案書（その3）その他の議案の審議に入ります。

議案第7号「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針改正に伴う岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

それでは、上程されました議案第7号につきましてご説明いたします。

議案書（その3）1ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。別冊の岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想（案）及び岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想新旧対照表について、

審議の後、2ページの別紙回答書にて、本委員会から岸和田市長へ回答する案件でございます。

尚、3ページは岸和田市長からの依頼文の写しであります。

今回の基本構想の見直しについては、令和5年6月30日付けで大阪府が定める農業経営基盤強化促進基本方針が改正となり、市の実情を踏まえ、基本方針に即して岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想を改正するものであります。

別冊の岸和田市農業経営基盤強化促進基本構想（案）の3ページをお願いいたします。

今回の主な改正点は、農業を担う者の確保及び育成に関する事項として、第1の4番、農業の産業としての規模を維持する主役として、1から5番が新設されます。

続いて、11ページで、第4の1、農業を担う者の確保及び育成の考え方、2、市が主体的に行う取り組み、3、関係機関との連携・役割分担の考え方、12ページで、4、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供及び第5の1において、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項が新設されます。

また、新たに地域計画推進事業に関する事項が盛り込まれ、13ページで、(3)番の7で地域計画の推進が新設されます。

続いて、13ページ、14ページで、第6の1、地域計画推進事業に関する事項として、協議の場の設置の方法及び地域計画の区域の基準等が新設されます。

続いて、18ページで、5その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項として、(6)番の4、本市の丘陵地区での担い手の規模拡大、意欲的な農家の集約及び企業参入の促進を積極的に推進することが新設されました。

最後に、改正の趣旨としては、地域計画の策定が農業経営基盤強化促進法で法定化され、生産の効率化やスマート農業での農業の成長及び産業化に向け、農地の集積、耕作者の確保、育成を図ることとなります。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第7号は原案のとおり異議ないものと決してご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり異議ないものと決しました。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員の皆さまから何かございませんか。

委員 なし

議長 これで第2回総会を閉会いたします。

令和5年8月7日

議長 谷口 敏信

委員 大嶋 浩一

委員 原 世志之